

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与に関する条例(昭和29年藤枝市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の205」を「100分の210」に、「100分の220」を「100分の225」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年12月1日から施行する。

(期末手当の額の特例)

2 平成28年12月に支給する期末手当の額に係る改正後の第3条第2項の規定の適用については、同項中「100分の225」とあるのは「100分の230」とする。